第３期決算公告

平成22年6月7日
東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
タイガー・ゲート特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨
（平成22年1月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	7,271,800	流動負債	74,823
その他の資産	754,141	固定負債	6,651,056
流動資産	707,737	負債合計	6,725,879
繰延資産	46,404	社員資本	1,300,062
		特定資本金	100
		優先資本金	1,408,700
		剰余金	△108,738
		当期未処理損失	108,738
		純資産合計	1,300,062
資産合計	8,025,941	負債・純資産合計	8,025,941

損益計算書の要旨
（自　平成21年2月1日　至　平成22年1月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	434,648
営業費用	286,360
営業利益	148,288
営業外収益	719
営業外費用	178,872
経常損失	29,865
特別損失	572
税引前当期純損失	30,437
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	31,387
前期繰越損失	77,351
当期未処理損失	108,738

第６期決算公告

平成22年6月7日
北海道深川市音江町吉住475－1
花和研究所株式会社
代表取締役　曽川　起廣

貸借対照表の要旨（平成22年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	9,574
	固定資産	3,292
	繰延資産	10
	合計	12,877
負純資産及の債び部	流動負債	10,911
	固定負債	0
	株主資本	1,966
	資本金	1,000
	利益剰余金	966
	その他利益剰余金	966
	（うち当期純利益）	（2,896）
	合計	12,877

第６４期決算公告

平成22年6月4日　名古屋市熱田区神宮四丁目7番27号
宝交通株式会社
代表取締役会長兼社長　長崎　守利

貸借対照表の要旨（平成22年3月20日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,429	流動負債	11,617
固定資産	12,590	固定負債	7,251
有形固定資産	10,177	負債合計	18,869
無形固定資産	19	株主資本	2,233
投資等	2,393	資本金	1,010
		資本剰余金	500
		利益剰余金	1,396
		利益準備金	190
		その他利益剰余金	1,206
		自己株式	△　673
		評価・換算差額等	△　83
		純資産合計	2,149
資産合計	21,019	負債・純資産合計	21,019

損益計算書の要旨
（自　平成21年3月21日　至　平成22年3月20日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	9,765
売上原価	8,362
売上総利益	1,402
販売費及び一般管理費	1,255
営業利益	147
営業外収益	528
営業外費用	276
経常利益	398
特別利益	569
特別損失	190
税引前当期純利益	778
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	43
当期純利益	732

第６６期決算公告

平成22年5月21日
長野県埴科郡坂城町南条4860
株式会社栗林製作所
代表取締役　吉満　高広

貸借対照表の要旨（平成22年2月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,829,872
	固定資産	2,661,941
	合計	5,491,814
負純資産及の債び部	流動負債	2,750,470
	固定負債	2,473,624
	株主資本	267,720
	資本金	185,000
	資本剰余金	135,039
	（資本準備金）	（135,039）
	利益剰余金	△52,319
	（利益準備金）	（12,500）
	（その他利益剰余金）	（△64,819）
	（うち当期純損失）	（203,640）
	合計	5,491,814

第２６期決算公告

平成21年11月30日
東京都世田谷区成城六丁目16番12号
あそぎ信用通商株式会社
代表取締役　本川　秀一

貸借対照表の要旨（平成21年9月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	30,172,083
	固定資産	244,538
	合計	30,416,621
負純資産及の債び部	流動負債	27,366,385
	固定負債	11,761,220
	株主資本	△8,710,984
	資本金	34,500,000
	利益剰余金	△43,210,984
	その他利益剰余金	△43,210,984
	（うち当期純利益）	（△28,041,983）
	合計	30,416,621

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年七月八日であり、株主総会の承認決議は平成二十二年五月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十二年六月七日
東京都世田谷区成城六丁目一六番一二号
あそぎ信用通商株式会社
代表取締役　本川　秀一

第１３期決算公告

平成22年6月7日
愛媛県松山市北吉田町77番地
テイカエルダー株式会社
代表取締役社長　三村　　純

貸借対照表の要旨
（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,261
	合計	46,261
負純資産及の債び部	流動負債	3,419
	株主資本	42,842
	資本金	10,000
	利益剰余金	32,842
	その他利益剰余金	32,842
	（うち当期純利益）	（△2,494）
	合計	46,261

第３期決算公告

平成22年6月7日
大阪市中央区道頓堀一丁目東6番3号
二ツ井戸サンハイツ205号
株式会社ＢＵＲＮ
代表取締役　辻岡　宏規

貸借対照表の要旨（平成22年2月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,469
	固定資産	444
	資産合計	2,913
負純資産及の債び部	流動負債	11,220
	負債合計	11,220
	株主資本	△　8,307
	資本金	2,000
	利益剰余金	△　10,307
	その他利益剰余金	△　10,307
	（うち当期純損失）	（5,145）
	純資産合計	△　8,307
	負債・純資産合計	2,913

第２期決算公告

平成22年6月7日
大阪市中央区島之内一丁目11番15号
ラフォーレ長堀橋302
株式会社ＺＥＲＯ
代表取締役　岡山健太郎

貸借対照表の要旨（平成21年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	17,072
	固定資産	1,633
	資産合計	18,705
負純資産及の債び部	流動負債	18,864
	負債合計	18,864
	株主資本	△　158
	資本金	1,000
	利益剰余金	△　1,158
	その他利益剰余金	△　1,158
	（うち当期純損失）	（784）
	純資産合計	△　158
	負債・純資産合計	18,705

合併公告

合併をまとめましたので左記のとおり公告します。

平成二十二年七月一日

大阪市中央区島之内一丁目十二番十五号
ラフォーレ長堀橋三〇二
（甲）株式会社ＺＥＲＯ
代表取締役　岡山健太郎

大阪市中央区道頓堀一丁目東六番三号
二ツ井戸サンハイツ二〇五号
（乙）株式会社ＢＵＲＮ
代表取締役　辻岡　宏規

一　甲は、乙の権利義務全部を平成二十二年七月一日に合併して承継する。

二　甲は、効力発生日に乙を合併して存続会社は甲とし、乙は平成二十二年六月七日に解散する。

三　甲の成立の日から効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の承認を受けるべき事項の変更が生じたときは、甲及び乙は、両社協議の上、これを変更することができる。

四　甲は、効力発生日に乙の最終貸借対照表に記載された債務を承継する。

五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

三十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

三十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

三十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

三十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

三十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

三十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

三十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

三十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

三十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

三十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

四十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

四十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

四十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

四十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

四十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

四十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

四十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

四十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

四十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

四十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

五十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

五十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

五十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

五十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

五十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

五十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

五十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

五十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

五十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

五十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

六十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

六十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

六十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

六十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

六十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

六十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

六十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

六十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

六十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

六十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

七十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

七十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

七十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

七十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

七十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

七十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

七十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

七十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

七十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

七十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

八十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

八十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

八十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

八十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

八十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

八十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

八十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

八十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

八十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

八十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

九十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

九十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

九十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

九十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

九十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

九十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

九十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

九十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

九十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

九十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百二十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百二十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百二十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百二十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百二十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百二十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百二十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百二十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百二十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百二十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百三十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百三十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百三十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百三十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百三十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百三十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百三十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百三十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百三十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百三十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百四十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百四十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百四十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百四十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百四十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百四十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百四十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百四十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百四十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百四十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百五十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百五十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百五十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百五十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百五十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百五十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百五十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百五十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百五十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百五十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百六十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百六十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百六十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百六十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百六十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百六十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百六十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百六十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百六十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百六十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百七十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百七十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百七十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百七十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百七十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百七十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百七十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百七十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百七十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百七十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百八十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百八十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百八十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百八十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百八十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百八十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百八十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百八十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百八十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百八十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百九十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百九十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百九十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百九十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百九十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百九十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百九十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百九十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百九十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

百九十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百二十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百二十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百二十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百二十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百二十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百二十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百二十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百二十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百二十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百二十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百三十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百三十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百三十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百三十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百三十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百三十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百三十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百三十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百三十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百三十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百四十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百四十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百四十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百四十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百四十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百四十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百四十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百四十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百四十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百四十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百五十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百五十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百五十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百五十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百五十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百五十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百五十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百五十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百五十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百五十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百六十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百六十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百六十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百六十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百六十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百六十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百六十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百六十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百六十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百六十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百七十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百七十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百七十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百七十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百七十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百七十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百七十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百七十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百七十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百七十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百八十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百八十一　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百八十二　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百八十三　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百八十四　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百八十五　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百八十六　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百八十七　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百八十八　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百八十九　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百九十　甲は、効力発生日に乙の株主に対し、乙の株式に代わる金銭を交付する。

二百九十一　甲は、効力発生日